

## 新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル

令和2年3月

### 1、施設内での対策

#### 1) 手洗い・うがい・咳エチケットの励行

- 飛沫感染の標準予防策同様、職員・利用者共に入館時の手洗い・うがいと、咳をする際の咳エチケットを実施する。スタッフによる実施の声掛け・促しとポスターによる掲示を適宜行う。
- マスクは、利用者・職員共に全員着用とする。  
利用者様には、行政より支給されたマスクの装着を呼びかける。

#### 2) 施設入館について

- 職員：各自、入社前の検温実施。
  - 利用者：自宅での検温・呼吸器症状の有無の確認を行ってもらい検温表に記載。  
入館前に職員による検温表の確認・アルコールによる手指消毒を実施する。  
(紙面にて、対策を利用者・家族への周知を実施。発熱により利用を断った場合は、ケアマネジャー・相談支援専門員に情報提供を行う)
  - 来訪者：施設内に入る必要がある場合は、入口外で検温の実施、検温票への記載による職員の確認、消毒後の入館とする。37.5℃以上の体温である場合には入館をお断りする。
  - 宅配や弁当業者など：施設に入れず、玄関先で対応する。
- ※厚生労働省からの通知により、体温 37.5℃以上の場合は通所利用や出勤を控える。発熱後の再開については解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとする。
- ※37.5℃以上の発熱の認められる利用者などがいた場合、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（東京都の指針）」を参照し、適切な相談や受診が受けられるように促す。

#### 3) 施設内環境整備

- 清掃  
時間を決めて、施設内清掃を実施する。アルコール消毒が不足しているため、次亜塩素酸ナトリウムでの清掃を基本とする。  
(内容)  
始業前…次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）での清拭 3・4階フロア全体  
12 時頃…次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）での清拭 1・3 階フロア全体  
通所終了後…清掃業者による清掃（1・3・4階フロア）  
利用者が外出等からの帰所後…都度アルコール消毒による清掃
- 換気  
通所で使用する場所…1 時間おき 5 分程度 4 月以降は常時窓を開放する。  
スタッフルーム…2 時間おき 5 分程度（アラーム） 4 月以降は常時窓を開放する。

- 衛生材料の管理

マスクは在庫が少ないため使用数を都度記載する。環境整備用・手指消毒用アルコールは週一回残量確認。

- 洗面台の使用

食器関係の洗浄場所と、手洗い・うがい・歯みがきの場所を分ける。

- 席配置について

通所活動は、利用者様同士が密集しないように机の間隔を空ける（対面で1.5～2M程度）

#### 4) 通所活動内容について

- 料理活動：衛生管理について職員が常に介助を要するような集団の調理活動は中止する。自己管理が良好である小規模な集団、または家事訓練は必要性があれば可とする。
- 利用者間の接触：極力不要な接触の活動を行わない。

#### 5) 通所の制限

- 緊急事態宣言による通所施設の自粛の要請が発令された場合には、ご利用者様、ご家族の意向も確認したうえで、通所の利用を休止させていただくようにお願いします。ただし、一部の継続した支援が必要な利用者様については、個別に判断を行う。
- 上記により通所を休止した利用者様については、介護支援専門員、相談支援専門員、若年性認知症支援コーディネーターなどと連携をしながら、日常生活の支援を導入したり、自宅での生活や健康状態の確認を適宜実施する。

## 2、施設外での対策

### 1) 利用者への対応

- 不特定の人が多数集まる場所への外出は中止（区役所販売については、5月まで中止）。
- 公園や周辺へのウォーキングは実施するが、多くの人との接触の無いように配慮する。

### 2) 家族・関係機関職員等への対応

- 不要不急の会議などは中止とする（家族会、運営推進会議、事例検討会）
- 少人数でも、夜間の会議、会合は中止とする

### 3) 職員による訪問について

- 病院や施設などへの訪問は、電話やメールなど訪問以外の方法で替えられる場合はなるべく訪問は控える。訪問が必要な場合は、先方施設にて手洗いやアルコールによる手指消毒などの感染対策や、社会的距離を十分にとるなどの注意をする。
- 利用者宅への訪問も同様に控える。書類の確認は電話やメールで説明を実施し、その後書類の送付を行うなどの工夫をしながら、利用者様に対して訪問以外の方法での対応をすることへのご理解を頂くようにする。緊急の対応や電話やメールではご理解が難しい利用者様については、ドアや窓を開放しての玄関先や、入口付近での説明や本人の様子を確認を実施する。その場合には、訪問者や利用者様の体調不良の確認と検温やマスク装着と石鹸による手洗いやアルコールによる手指消毒協力など、感染防止の基本的な対応を実施する。

※37.5℃以上の発熱の認められる利用者などがいた場合、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照し、適切な相談や受診が受けられるように促す。

### 3、施設運営

#### リスク管理委員会

- 3月、4月は、週 1 回、火曜日に 1 週間の通知・情報や施設内対応の確認と施設内での対応を検討するためにミーティングを持つ。その後の継続は、社会情勢をみて判断する。
- ミーティング後に必要があればマニュアル更新を行う。

令和2年3月31日更新

令和2年4月7日更新